

# 岩見沢市地区集会所条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

宮村地区集会所及び弥生ヶ丘地区集会所は、施設の老朽化及び公共施設再編基本計画に基づき、関係する地域住民との協議の結果、施設の廃止について同意を得たため、令和8年3月31日（令和7年度末）をもって廃止する。

岩見沢市の地区集会所および自治会館については、電気料金や燃料費を始めとする各種物価高の影響が生じているため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引き上げを行う。

## 第2 改正の内容

- (1) 別表第1中 宮村地区集会所及び弥生ヶ丘地区集会所の名称及び位置を削る。
- (2) 別表第2中 使用料について、従来の使用料から150%に引き上げる。
- (3) 別表第2中 備考について、規定により算出して得た額に10円未満の端数がある場合は、その額を切り捨て使用料とする項を追加する。

## 第3 施行期日

- (1) 別表第2の改正規定 令和8年10月1日
- (2) 別表第1の改正規定 令和8年4月1日

岩見沢市条例第53号

岩見沢市地区集会所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市地区集会所条例の一部を改正する条例

岩見沢市地区集会所条例（平成17年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1宮村地区集会所の項及び弥生ヶ丘地区集会所の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条、第16条関係）

室別	単位	使用料
和室	1時間	500円
洋室	1時間	600円
講堂等	1時間	1,100円
調理室、台所及び生活実習室	1時間	300円
体育館（全面）	1時間	1,200円
体育館（片面）	1時間	900円
全館等	1日	39,200円

備考

- 1 各室を営利又は営業の目的で使用する場合の使用料は、上記金額の5倍とする。
- 2 暖房料は、11月1日から翌年4月末日までの期間に集会所を使用した場合に徴収し、各室の使用料の5割とする。

- 3 別表第2及び前2項の規定により算出して得た額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額を使用料とする。
- 4 調理室、台所及び生活実習室のガス使用料については、実費を徴収することができる。
- 5 講堂等は、上幌地区集会所及び茂世丑地区集会所の講堂、万字地区集会所の大広間、由良地区集会所の大ホール、必成地区集会所の大会議室、豊正地区自治会館のホール、豊里地区自治会館の会議室1、中央地区自治会館の会議室1及び会議室2を併せて使用する場合、美唄達布地区自治会館の会議室1及び会議室2を併せて使用する場合、幌達布地区自治会館の大会議室、砂浜地区自治会館の集会場、又は東地区自治会館の大会議室及び小会議室を併せて使用する場合をいう。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市地区集会所条例別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。